

真珠粉を含有する健康食品、化粧品及び医薬品の監督強化に関する緊急通達

食品薬品监督管理局 [2010] 407

各県、自治区、直轄市食品薬品监督管理局：

最近、少数のメーカーが真珠粉に代えて貝殻粉末を原料として使用し、健康食品、化粧品の生産を行っているという違法行為が報道されている。真珠粉を含有する健康食品、化粧品及び医薬品の監督を強化して消費者の安全を保障するために、関連する事項について次のように通知する。

第一、健康食品、化粧品メーカー及び真珠粉体を原料として使用する薬品メーカーは真珠粉体の原料管理を強化しなければならない。原料の品質を確保するために、原料の購入記録、原料サプライヤー情報書類を保存するなどの方法で原料の出所を検索することができるようにする。

第二、各級の食品薬品監督管理部門は、健康食品、化粧品メーカーや真珠粉体を原料として使用する薬品メーカーの真珠粉体原料管理に対する監督を強化する。国家食品薬品监督管理局の要求に沿って、直轄市内での真珠粉体原料を全面的に監督する。特に、真珠粉体の購入は合法であるか、品質は合格水準に達しているかなどの重要な部分について監督検査する。

第三、監督や検査中で問題が有れば、関連する企業に改善を要求し徹底させる。また、製品に潜在的な安全上の問題が有れば、生産と販売を停止する。違法行為がある企業に対しては関連法規に従い厳重に処罰する。

各県、自治区、直轄市食品薬品監督管理部門は 10 月 15 日までに食品医薬品局の監督状況を国家食品薬品监督管理局に報告してください。

国家食品医薬品管理局  
二〇一〇年九月二十一日